様式５

改善計画認定通知書（申請者用）

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

広　島　県　知　事

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった改善計画について，林業労働力の確保の促進に関する法律第５条第３項の規定により認定します。

様式６

改善計画認定通知書（関係機関用）

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

 広　島　県　知　事

　　　　　年　　月　　日付けで　　　　　　　　　　　　から申請のあった改善計画について，別紙のとおり林業労働力の確保の促進に関する法律第５条第３項の規定により認定したので通知します。

様式８

改善計画変更届出書

　　年　　月　　日

広島県知事　様

所　在　地

名　　　称

代表者氏名

　　　　　年　　月　　日付けで認定を受けた改善計画について，下記のとおり変更したいので，林業労働力の確保の促進に関する法律第６条第１項の規定により届け出ます。

記

１　変更事項の内容（別添のとおり）

２　変更の理由

様式９

改善計画変更認定通知書（申請者用）

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

広　島　県　知　事

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった改善計画の変更について，林業労働力の確保の促進に関する法律第６条第３項の規定により認定します。

様式１０

改善計画変更認定通知書（関係機関用）

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

広　島　県　知　事

　　　　　年　　月　　日付けで　　　　　　から申請のあった改善計画の変更について，別紙のとおり林業労働力の確保の促進に関する法律第６条第３項の規定により認定したので通知します。

様式１１

改善計画認定取消通知書（事業主用）

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

広　島　県　知　事

　　　　　年　　月　　日付けで認定をした貴殿の改善計画は，下記の理由に該当すると認められますので，林業労働力の確保に関する法律第６条第２項の規定により，認定を取り消したので通知します。

　なお，この処分に不服がある場合は，行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により，この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に，広島県知事に対して異議申立てをすることができます。

　また，この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は，行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により，この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に，広島県を被告として，　　　　　　裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお，決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても，決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

取消の理由

以上

様式１２

改善計画認定取消通知書（関係機関用）

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

広　島　県　知　事

　　　　　年　　月　　日付けで認定をした　　　　　　の改善計画は，下記の理由に該当すると認められますので，別紙のとおり林業労働力の確保に関する法律第６条第２項の規定により，認定を取り消したので通知します。

記

取消の理由

 以上